

令和 6 年 12 月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 12 月 11 日(水) 午前 9 時 30 分から 10 時 5 分

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出 席	欠席	
農業委員会会長	○	17 番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1 番	望月 稔
農業委員	○	2 番	望月 英俊
〃	○	3 番	田村 英俊
〃	○	4 番	高井 修一
〃	○	5 番	谷津倉 寛
〃	○	6 番	笹古 時男
〃	○	7 番	渡邊 武敏
〃	○	8 番	近藤 敏男
〃	○	9 番	鈴木 一孝
〃	○	10 番	新舟 進
〃	○	11 番	長尾 忠
〃	○	12 番	佐野 隆洋
〃	○	13 番	佐藤 正職
〃	○	14 番	渡邊 哲史
〃	○	15 番	太田 篤子
〃	○	16 番	安藤 公男
〃		○	18 番 後藤 環
〃	○	19 番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 武内 清高
主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め1番望月稔君、2番望月英俊君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第36号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議から、報第59号「農地返還通知書の受理について」の報告までの計4件を順に議題に供します。事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第36号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

岩松地区45番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与者は、遠方に居住しており、高齢のため耕作管理できない。受贈者は、利用権で本地を約 20 年間耕作管理しており、本地を取得して農業経営を拡大したいとのことです。受贈者は、みかん栽培を主体とした専業農家です。現在は、不知火・デコポンを栽培しています。申請地周辺は、みかん畑、茶畑となっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

岩松地区45番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区45番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案6ページの議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

鷹岡地区23番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地隣には、以前、建物がありましたが、取り壊され現在は更地となっています。新たな建物を建てるにあたり、転用内容を住宅敷地の拡張として、今回の申請となったということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、街区の面積に占める宅地化率が40%以上の区画にある農地であり、第3種の農地であると考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

鷹岡地区23番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区23番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区24番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

本案件は、10月11日の農業委員会会議において、農地法第五条第1項の許可に関わる買受適格証明として審議され、承認されたものとなります。入札期間の終了後、落札が決定し、今回の申請となりました。

申請者は、造園業を営む土木業者で、事業に関する資材の置き場所として、庭木・重機・庭石等を保管したいとのことです。現地はまだ、トラックの荷台・タイヤなどが置かれています。排水の問題はなく、周辺は他業者の資材置場や車両展示場となっており、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本申請の申請地は、東名高速道路富士インターチェンジから300メートル以内にある農地であり、第3種農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

伝法地区24番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区24番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第五条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案7ページの議第38号「非農地証明申請書の審議」について審議をお願いします。

大湊地区20番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

こちらの農地は、以前は畑として耕作管理してきたが、周辺の山林に浸食され、耕作を放棄してしまった。平成26年に相続したときには、既に山林化していたが、農地法の手続きをせずに放置してしまったということです。現状はヒノキが植わっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

大湊地区20番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大湊地区20番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「非農地証明申請書の審議」についてを終わります。

次に、議案8ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

つづいて、議事(2)非農地通知について、審議をお願いします。事務局から説明願います。

【事務局】

「令和 6 年度非農地通知一覧(案)」をご覧ください。例年行っている農地パトロールで、委員さん方に確認していただいた非農地判定対象地となります。現状につきましては、基本的には山林化しているものと認識しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

【 委員 】

これらは、いわゆる耕作放棄地ということですか。農地を荒らし山林化させてしまった場合は、罰則や課税額の検討などを行う必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

非農地判定対象地については、耕作放棄されてから、更に数年経過し、山林に近い状態になった土地となります。中間管理機構を通した農地の賃貸借が行われていない土地については、現状、罰則規定等はありません。国・県への要望活動等において、ご意見を参考とさせて頂きます。現状では、法律に沿った形で処理を行っていることをご理解いただければと思います。

【 会 長 】

他にご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

非農地通知についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で、非農地通知について、審議を終わります。

議事等はすべて終了しました。

令和6年12月11日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
